



## 用語解説

### <あ行>

#### ○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策の推進について国や自治体が責務を負うことを定めた法律。略称「アイヌ施策推進法」、または「アイヌ新法」。2019(令和元)年施行。

アイヌの人々を初めて「先住民族」と明記し、アイヌであることを理由とした差別の禁止を基本理念に掲げる。

#### ○アウトティング

性的マイノリティをはじめ、社会的背景を持つ人たちの公にしたい秘密を本人の了解を得ずに暴露し、言い広めることをいう。

#### ○アンコンシャス・バイアス

過去の経験や周囲の環境から無意識のうちに身についた「物事の見方や捉え方の偏り」をいう。自分では気づかないうちに「無意識の思い込み」として判断や言動に影響を及ぼすもので、誰もが潜在的に持っている特性とされている。

#### ○いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

## ○いじめ防止対策推進法

いじめの防止や早期発見、対処のための基本理念と体制を定めた法律。学校や設置者に対し、いじめの定義を明確にした上で、相談体制の整備や「重大事態」への適切な調査報告義務を課している。児童生徒の生命と尊厳を守り、健やかな成長を支えることを目的としている。2013(平成25)年施行。

## ○インクルーシブ

「包み込む」、「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいう。

## ○インターネットリテラシー

インターネット上の情報を正しく理解・選択し、安全かつ適切に使いこなす能力。虚偽情報の見極めやSNSでのマナー、セキュリティ対策などが含まれる。

## ○インフォームドコンセント

医療従事者(特に医師)が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得たうえで治療することをいう。

## ○エッセンシャルワーカー

医療、介護、物流、公共交通、販売など、私たちの日常生活を維持するために欠かせない「社会維持に不可欠な仕事」に従事し、社会の基盤を支える重要な役割を担う人々の総称。

## ○SDGs(持続可能な開発目標)

“Sustainable Development Goals”の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読む。2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国際社会共通の目標。

## ○ADHD(注意欠陥・多動性障がい)

発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7歳までに現れる。学童期のこどもには3~7%存在し、男性は女性より数倍多いと報告されている。

## ○LGBTQ+

「女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)」、「男性同性愛者(ゲイ、Gay)」、「両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)」、「性別違和を含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)」、「既存の枠組みに当てはまらない、あるいは自身の性を特定の枠に決めず探究している状態(クィア、Queer、または、クエスチョニング、Questioning)」の人を意味する頭字語。「+」は、これら以外にも存在する多様な性のあり方を包括的に表現している。

LGBTQ+という言葉は性の多様性と性のアイデンティティからなる文化を強調するものであり、性的マイノリティと同一視されることも多いが、LGBTQ+の方がより限定的な概念である。

## ○OLD(学習障がい)

1999(平成11)年7月の文部省(文部科学省)調査研究協力者会議の報告書では、「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。」と定義されている。

## ○エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく生きていく社会をめざす中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つことや、人との関わりから本来持っている生きる力を取り戻し、自ら個性を発揮することをいう。

## ○大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

大阪府はインターネット上の誹謗中傷や差別などの人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして制定。条例に基づいてプロバイダ事業者等への削除要請等(第12条)、情報を発信・拡散した者への説示・助言(第13条)、大阪府人権施策推進審議会への諮問(第15条)などに取り組む。

また、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した府内初の専門相談窓口「ネットハーモニー」を設置している。

## <か行>

## ○カスタマー・ハラスメント

顧客や取引先からの著しい迷惑行為をさす言葉。略称「カスハラ」と呼ばれている。社会通念上相当な範囲を超えた要求や、暴言、脅迫などの不当な言動によって、従業員の就業環境が害されることを意味する。

## ○キャリアパス

特定の目標とする職位や役割をめざすために必要な、業務経験や習得すべきスキルの順序(道筋)をさす。企業が提示する「昇進のモデル」や、個人が描く「将来の経歴」を明確にする概念。

## ○旧優生保護法

1948(昭和23)年から1996(平成8)年まで施行されていた法律。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という目的のもと、特定の障がいや疾患を持つ人に対し、不妊手術の強制などが行われた。2024(令和6)年の最高裁違憲判決を経て、同年より人権侵害であるとして国による補償が進められている。

## ○合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいう。

## ○国連持続可能な開発のための教育の10年

国連において、2005(平成17)年から2014(平成26)年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコが関連国連機関等と協力して、国際実施計画案が策定された。環境問題だけでなく、貧困や戦争、開発やジェンダー等が複雑に絡み合っている問題に向きあい、解決していく力を育む「持続可能な社会」の実現をめざしている。

## ○こども基本法

日本国憲法と子どもの権利条約に基づいて、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されない権利」などのこども施策の基本理念を定めるほか、国や自治体は、政策決定の場にこどもや当事者の意見を聴き、反映させることを義務付けた法律。2023(令和5)年施行。

## ○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、2024(令和6)年の改正により、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改められた。

今回の改正は、2023(令和5)年に施行された「こども基本法」の理念を反映し、従来の「対策の推進」から一步踏み込んだ「貧困の解消」を明確な目標に据えており、貧困ゆえに、こどもが適切な養育、教育および医療を受けられないことや、多様な体験の機会を得られないことを防ぎ、こどもの権利利益が害されたり、社会から孤立したりすることのない社会の実現を目的としている。

## ○婚外子

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれたこどもで、法律上は「非嫡出子」という。法律婚から生まれたこどもは「嫡出子」という。こどもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

なお、2013(平成25)年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、婚外子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった。

## ○コンプライアンス(法令遵守)

一般的に「法令遵守」の意味で用いられ、法令や諸規則、企業倫理等のルールを守ることをさす言葉として使われることが多い。

## ○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

売春防止法による『更生』という従来の考え方を改め、女性の福祉の増進、人権の尊重、男女平等の実現を目的として、2024(令和6)年施行。略称「困難女性支援法」。

DVや性被害、生活困窮など、女性が直面する多様で複合的な課題に対し、国や自治体(都道府県・市町村)が民間団体と協働して、相談や一時保護、自立支援を包括的に行うことを義務付けている。

## <さ行>

### ○再犯の防止等の推進に関する法律

犯罪をした人を社会から排除するのではなく、多機関連携による『息の長い支援』を通じて、就業や居住における『スティグマ(社会的烙印)』を解消し、一人の人間としての『社会復帰(権利の回復)』を実質的に保障することをめざす法律。2016(平成28)年施行。

### ○自閉症

自閉症は、「1. 対人関係の障がい」、「2. コミュニケーションの障がい」、「3. パターン化した興味や活動」の3つの特徴を持つ障がいで、生後まもなくから明らかになる。

最近では症状が軽い人たちまで含めて、「自閉症スペクトラム障がい」という呼び方もされている。自閉症の人びとの半数以上は知的障がいを伴い、症状が重い人では合併が多くなる。残りの約3割の人びとは知能には遅れがない、「高機能自閉症」と呼ばれる。言語を獲得して学業成績がよい場合もあるが、人との会話は苦手な場合が多く、児童期・青年期には、「注意欠陥・多動性障がい(ADHD)」、「学習障がい(LD)」、「てんかん」を合併しやすいことが知られている。

### ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向け、2016(平成28)年施行。略称「障害者差別解消法」。行政機関や民間事業者に対し、障がいを理由とする『不当な差別的取り扱い』を禁止し、負担が重すぎない範囲で『合理的配慮の提供』を義務付けている。

### ○情報モラル

情報社会での適正な活動を行うための基になる考え方と態度をいう。

### ○情報リテラシー

情報を使いこなす能力で、パソコンの操作だけでなく、氾濫する大量の情報の中から必要な情報を理解し、選択し、整理し、創造し、発信できる能力(情報の利活用能力)をいう。

## ○人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)

2000(平成12)年に成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の指針。2002年に策定された「第一次計画」では、学校や地域における教育・啓発活動の土台を築き、部落差別(同和問題)や女性、こどもなどへの偏見解消を重点課題とした。

2025(令和7)年6月6日に閣議決定された「第二次計画」は、約23年ぶりの全面改定として、デジタル化やグローバル化への対応を明確にしている。具体的には、インターネット上の誹謗中傷対策や「ビジネスと人権」を柱に据え、性的マイノリティなど多様な課題を包括し、現代社会に即した施策の推進をめざしている。

## ○人権デュー・ディリジェンス

企業が自社やサプライチェーンにおいて生じうる人権への負の影響を特定し、その防止や軽減、是正を図る一連の継続的なプロセスのことをいう。企業の社会的責任として、実施結果の公表と説明責任が求められる。

## ○ステークホルダー

企業の意思決定や事業活動によって影響を受ける「利害関係者」の総称。株主や経営者、従業員だけでなく、顧客、取引先、地域社会、行政機関など、多岐にわたる対象が含まれる。

## ○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向とジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性を尊重し、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、2023(令和5)年施行。略称「LGBT理解増進法」。

国や地方自治体、民間事業者に対し、普及啓発や理解増進のための努力義務を定めている。

## ○生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある人に対し、早期に自立を支援することを目的とした法律。福祉事務所を設置する自治体(都道府県や市等)が実施主体として、相談窓口の設置や就労・住居支援などを包括的に行う。2015(平成27)年施行。

## ○セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的嫌がらせをさす言葉。略称「セクハラ」。例えば、職場において、上司が労働者の胸などを触る性的な行為を拒否されたため、労働者に不利益な配置転換を行うことや、職場にヌードポスターを掲示しているため、労働者が苦痛に感じて業務に専念できないことなどがある。

なお、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれる。

## ○SOGI(性的指向・性自認)

「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字を取った言葉で「ソジ」と読む。「どのような性的指向を持ち、自分の性をどう認識しているか」という、すべての人に当てはまる要素を表現する用語。

「性的指向(Sexual Orientation)」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、「恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)」、「同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)」、「男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)」をさす。

「性自認(Gender Identity)」とは自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもある。

## <た行>

### ○体罰

「言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた」、「友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った」など親がしつけのためだと思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的に与えることは、どんなに軽いものであっても体罰に該当する。

ただし、「道に飛び出しそうなこどもの手を掴む」などこどもを保護するための行為や「他のこどもに暴力を振るうのを制止する」など第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為は、体罰には該当しない。

### ○デートDV

恋人どうしの間で起こる身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力のことをいい、10歳代、20歳代といったとりわけ若い世代において身近な問題となっている。

### ○ODV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことをいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力なども含まれる。

### ○デジタルリテラシー

デジタル技術や情報を理解し、安全かつ効果的に活用する知識や能力のことをいう。ICT機器の操作スキルに加え、情報の真偽を見極める力やモラル、安全を守るセキュリティの知識などを包括する。

## ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)

インターネット上の権利侵害に対し、事業者の責任制限と被害者への情報開示を定めた法律。インターネットの普及に伴い、掲示板などでの誹謗中傷や著作権侵害が社会問題化したことを背景に2002(平成14)年に施行され、2025(令和7)年に「情報流通プラットフォーム対処法」へ改正した。

## ○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法)

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を改正し、2025(令和7)年施行。略称「情プラ法」。

大規模プラットフォーム事業者に誹謗中傷投稿の削除基準の策定や迅速な対応を義務付け、運用の透明性を高めることで、被害者の迅速な救済と表現の自由の両立を図る。

### <な行>

## ○ニート

“Not in Employment, Education or Training”の頭文字をとった略称。15～34歳の非労働力人口(仕事をしていない、また、失業者として求職活動をしていない人)のうち、家事も通学もしていない人をいう。

## ○ネットハーモニー

大阪府が運営する、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する専門相談窓口。専門の相談員が、誹謗中傷や人権侵害、差別的な書き込み等の悩みに無料でLINEや電話等で応じ、解消に向けた助言や支援を実施。2023(令和5)年11月開設。

## <は行>

### ○パートナーシップ

協働、協力という意味で、関係者が連携・協力することで単独では実現困難な目的を効果的に達成しようとするしくみをいう。

### ○8050(はちまる・ごうまる)問題

80代の高齢の親と50代の働いていない独身の子が同一世帯で生活していることで顕在化している生活課題をいう。

最近では、「9060(きゅうまる・ろくまる)問題」や「7040(ななまる・よんまる)問題」と表現されることもある。

### ○発達障がい

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、「自閉スペクトラム症」、「注意欠如・多動性障がい(ADHD)」、「学習障がい(LD)」、「チック障がい」などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通している。同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人どうしても、まったく似ていないように見えることがある。個人差がとても大きいという点が特徴である。

### ○パラアスリート

「パラスポーツ」とは、障がいのある人たちが行うスポーツのことで、パラリンピックで行われる競技などで活躍するアスリートのことをいう。

### ○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去することをいう。段差等の「物理的障壁(バリア)の除去」と、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている「社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)の除去」という2つの意味がある。

## ○パワー・ハラスメント

職場の権力(パワー)を利用した嫌がらせをさす言葉。略称「パワハラ」。

本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などメンタルヘルス不調の原因となることもある。

## ○ひきこもり

さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示している。

## ○ビジネスと人権

企業が原材料の調達から廃棄に至る全ての過程で、人権への悪影響を防ぐ取り組み。国連の「指導原則」に基づき、企業には自社や取引先での人権尊重に加え、苦情処理や被害者の救済窓口を設置する責任が求められている。

企業の社会的責任を果たすために不可欠な国際基準。

## ○ファシリテーター

単なる司会、進行役ではなく、話し合いを「容易にし、促進する」役割を担い、グループの中の一人ひとりが持っている豊かな経験・アイデア・意見を「引き出し」、皆が等しく参加できるようにする人のことをいう。ファシリテーターは、そうした全員参加型の話し合いを通して、一人ひとりが自らの生き方・あり方との関連で何かを「発見」し、「気づき」をもたらすことを可能にする役割を担っている。

## ○フィルタリングサービス

インターネット上の有害なサイトやアプリへのアクセスを制限する機能。違法な情報や暴力的なコンテンツ、詐欺サイトなどを遮断することで子どもをトラブルから守るなど、利用者の年齢に合わせて制限レベルを調整できる、安全なネット利用の基盤となるサービス。

## ○部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別(同和問題)の解消が重要な課題であるという認識のもと、2016(平成28)年施行。略称「部落差別解消推進法」。

国や自治体に対し、相談体制の整備や教育及び啓発、部落差別(同和問題)の実態に係る調査について定め、差別のない社会の実現をめざす。

## ○部落地名総鑑事件

全国の同和地区の地名、所在地などが一覧として記載された差別図書の存在が、1975(昭和50)年に一通の投書により判明した。主に就職や結婚などに際して同和地区出身者を排除するために、多くの企業や団体、個人が購入していたことがわかり、大きな社会問題として取り組みが進められた。

## ○フリーランス

会社や組織に所属することなく、個人で仕事を請け負う働き方のことをいう。

## ○ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供することをいう。

## ○本人通知制度

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本など(以下「住民票の写しなど」という。)を代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度。これは、住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害を防止することを目的としており、八尾市では、2013(平成25)年8月1日より実施している。

## ○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

ヘイトスピーチが深刻な社会問題であるとの認識のもと、2016(平成28)年施行。略称「ヘイトスピーチ解消法」。

特定の国や地域の出身者を排斥する言動を「許されない」と宣言し、国や自治体に相談体制の整備や教育の充実等、啓発活動等について定めている。

### <ま行>

## ○マイクロアグレッション

日常の何気ない言動に含まれる「無意識の偏見や差別」をさす。悪意のない「褒め言葉」や「質問」の形をとることも多く、特定の属性を持つ相手を否定したり、疎外感を与えたりする行為であり、小さな攻撃の積み重ねが大きな心の負担となる。

## ○マタニティ・ハラスメント

職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせをさす言葉。略称「マタハラ」。妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすなどという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことをさす。

妊娠中に嫌がらせによる流産の危険性もあり、男女雇用機会均等法、育児介護休業法や労働基準法に違反する場合も見受けられる。

## ○モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることをさす言葉。略称「モラハラ」。

うつ病などメンタルヘルス不調の原因となることもある。

## <や行>

### ○ヤングケアラー

介護・看護が必要な家族のために大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポートも行っているこどもや若者のことをいう。

### ○ユニバーサル社会

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが互いの個性を尊重し支え合い、能力を最大限に発揮して自分らしく暮らせる社会をいう。

「全員参加型社会」とも呼ばれる概念。

### ○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているなど保護が必要なこどもと、その保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、児童福祉法に基づき設置する機関。

## <ら行>

### ○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

拉致問題の解決を喫緊の課題とし、2006(平成18)年施行。国や自治体の啓発義務を定め、国際社会と連携した実態解明と抑止を目的としている。毎年12月10～16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。

### ○リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画などを、インターネット上で不特定多数の人に公開する嫌がらせのことをいう。

### ○レイシャル・ハラスメント

人種、民族、国籍、肌の色といった属性を理由とした嫌がらせや差別的言動をさす。侮蔑的な発言やステレオタイプに基づく決めつけ、排斥などが含まれる。相手のルーツを否定し、尊厳を傷つける人権侵害であり、職場や社会での防止対策が求められている。